

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
<b>専門家派遣について</b>		
1	専門家派遣とは何ですか？	専門家を事業者に派遣して課題解決をサポートいたします。 申しいただいた店舗に訪問し、現状のヒアリングや今後の事業再開にむけた助言を行います。派遣終了後は支援レポートを作成し、事業者にお渡しします。
2	専門家派遣と助成金はどういう繋がりがあるのですか？	専門家派遣をご利用された事業者のみが助成金に申請いただけます。
3	日程は事業者に合わせてもらえますか？	基本的に、事業者にご提出いただく「派遣日時希望表」に沿って調整させていただきます。
4	申込の方法を教えてください。	こちらよりお申込みください。 <a href="https://krs.bz/inshoku-kyoka/m/haken-uketsuke">https://krs.bz/inshoku-kyoka/m/haken-uketsuke</a>
5	専門家には何回支援してもらえますか？	原則2回訪問いたします。支援イメージ：1回目 現状のヒアリング 2回目：事業者の取組に対する助言の実施
6	専門家派遣はオンライン（Zoom等）でできますか？	基本的に申しいただいた店舗に訪問させていただきます。
7	専門家派遣が大変役に立ったので、継続して支援していただきたいのですが、可能ですか？	公社の別の専門家派遣をご利用いただくか、個別にご契約ください。ご利用にあたり条件等ございますが、一時支援金等受給者向け緊急支援専門家派遣事業（ <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoy/ichijishien/senmonka.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoy/ichijishien/senmonka.html</a> ）または専門家派遣事業（ <a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html</a> ）がございます。
8	専門家派遣でもらった支援レポートは今後必要となりますか？	助成金に申請いただく際、支援レポートの写しをご提出いただく必要があります。 紛失しないよう、保管をお願いいたします。
9	専門家派遣の面談・視察時間はどのくらいですか？	1回につき2時間程度を予定しています。
10	費用はかかりますか？	無料です。
11	専門家はどのようなバックグラウンドの方ですか？	飲食業に知見のある中小企業診断士を派遣する予定です。
12	1回目と2回目は同じ専門家が来ますか？	原則同じ専門家を派遣する予定です。
13	専門家の割り当てはどのように決まりますか？	申込内容を確認の上、公社が決定いたします。
14	一度日程を決めた後に日時変更やキャンセルをすることはできますか？	日程決定後は原則としてキャンセルできません。
15	専門家をこちらから指名することは可能ですか？	できません。申込内容を確認の上、公社が決定いたします。
16	都外の店舗にも派遣可能ですか？	専門家を派遣するのは都内の店舗のみです。
17	飲食業以外も営む法人ですが、飲食業以外のことも相談できますか？	飲食事業の経営基盤を強化することを目的とした事業のため、他の業種についてはご相談いただけません。
18	担当の専門家の情報を事前に教えてもらえますか？	派遣日時確定のご連絡をする際に、専門家の氏名等をお伝えいたします。
19	派遣が1回か2回かは、事業者が自分で決められるのですか？	初回訪問・面談の際に専門家とご相談ください。
20	専門家派遣の当日はどのような流れで、何を確認されますか？	過去・現在の売上・利益状況と将来の売上・利益目標、現状についてヒアリングした上で、その内容を分析し、課題を洗い出し、取り組むべき内容についてアドバイスいたします。初回ヒアリングの際にスムーズにお答えいただけるよう決算書等をお手元にご準備ください。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
21	専門家派遣の当日は、会社の代表者が同席する必要がありますか？	専門家からのヒアリング・アドバイスに今後の取組の意思決定にかかわる内容が含まれますので、原則として代表者、役員がご同席ください。
22	東京都の島しょ部に店舗がありますが、派遣可能ですか？	島しょ部はオンライン等でのヒアリングを予定しています。
<b>申込資格について</b>		
23	個人事業主で都外在住ですが、申込できますか？ 店舗は都内にあります。	納税地が都内である場合は申しいただけます。
24	都外に法人登記しており、都内に店舗がある場合は申込できますか？	支店の登記が都内にある場合は申しいただけます。
25	都内に法人登記しており、都外に店舗がある場合は申込できますか？	専門家を派遣できるのは都内店舗のみです。
26	一般社団法人や一般財団法人は申込できますか？	一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。 申しいただけるのは、中小企業者（会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者）のみです。
27	新規で飲食店を開業する場合は申込できますか？	専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業の営業許可を取得しており、かつ、開業届を税務署に提出済みであれば、申しいただけます。
28	開業したばかりで飲食店営業の営業許可を取得していない場合も申込できますか？	専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業の営業許可を取得している必要があります。 取得していない場合や申請中の場合は申しいただけません。
29	飲食業以外が主たる事業ですが、飲食店の経営もしています。申込できますか？	申しいただけます。
30	飲食業から他の業種へ転換する場合も申込できますか？	喫茶店営業からコーヒー製造・加工業へ参入する等、飲食に係る業種（食品衛生法の営業許可申請・営業届出が必要な業種等）への転換に限り、申込みいただけます。
31	フランチャイズに加盟してチェーン店で飲食店を営業していますが、申込できますか？	フランチャイズ加盟店への専門家派遣は申しいただけません。ただし、フランチャイズに加盟していない店舗への専門家派遣は申しいただけます。
<b>申込方法について</b>		
32	先着順で申込できなかったのですが、キャンセル待ちはありますか？	支援予定件数に達した場合、以降の申込については受け付けできません。次回募集の際に、改めてお申し込みください。
33	申込をしたつもりが、できていなかったようです。その時の順番で受付してもらえますか？	申込フォームに入力いただいた順に受け付けておりますので、別途受け付けることはできません。ご了承ください。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
34	<p>申請について、他者の支援（サポート）を受けたいと考えております。申請書に、支援者の連絡先を記載することはできますか？</p>	<p>専門家派遣申込フォームに「支援者氏名」、「支援者連絡先」、「支援者E-mail」の欄があります。こちらの欄に「支援者」の情報を記載してください。</p> <p>なお、初めの連絡は「自社の役員又は従業員」にお電話し、「連絡担当者を支援者にすることを希望するか」の確認を取らせていただきます。希望が確認ができた場合、支援者への連絡を行わせていただきます。</p> <p>※ 助成対象となる事業を請け負うものを、連絡担当者とすることはできません。</p>
<p><b>必要な書類について</b></p>		
35	<p>申込にはどのような書類の提出が必要ですか？</p>	<p>下記2点です。</p> <p>内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。</p> <p>法人▶①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②発行3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し</p> <p>個人▶【令和3年度分申込事業者】 ①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②令和2年分の所得税の確定申告書第一表の写し②令和2年分の所得税の確定申告書第一表（令和2年以前に開業された方のみ）または個人事業の開業・廃業等届出書（令和3年に開業された方のみ）の写し</p> <p>【令和4年度分申込事業者】 ①営業許可書（飲食店営業または喫茶店営業）の写し ②令和3年分の所得税の確定申告書第一表の写し②令和3年分の所得税の確定申告書第一表（令和3年以前に開業された方のみ）または個人事業の開業・廃業等届出書（令和4年に開業された方のみ）の写し</p> <p>なお、専門家派遣支援決定後、「派遣日時希望表」を提出いただきます。記入様式については、専門家派遣支援決定後、個別にお送りいたします。</p>
36	<p>申込に必要な書類の提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？</p>	<p>受付後、必要な書類をご提出ください（提出方法の詳細はお申し込み後、別途ご案内いたします。）</p> <p>なお、期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。</p>

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
37	申込に必要な書類をすべて提出するまで、専門家派遣の日程は決まらないのでしょうか？	専門家派遣の日程は必要な書類をすべてご提出いただいた後、提出書類の内容を確認次第、連絡担当者様宛てに、「派遣日時希望表」提出についてのご連絡を差し上げます。ご提出いただいた「派遣日時希望表」を基に、専門家より日程調整のご連絡を差し上げます。
38	申込に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 食品関係営業許可書▶所轄の保健所 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）▶所轄の法務局 確定申告書第一表・開業・廃業等届出書▶事業者ごとに保存したものの写しをご提出ください。紛失の場合は所轄の税務署に再発行または閲覧をご依頼ください。
39	申込に必要な書類はどのように提出するのでしょうか？	受付後、事務局からご案内いたします。
40	複数の店舗を経営している場合、全部の営業許可書を提出する必要がありますか？	専門家派遣を希望する店舗の営業許可書のみをご提出ください。 専門家を派遣できるのは都内にある1店舗のみです。
41	現在、営業許可申請中で、これから取得予定です。その後の提出でも良いですか？	専門家派遣支援の申込開始日時点で飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得している方のみ申込可能です。 それ以降に取得した方は申込いただけません。
42	確定申告書は、税務署に提出したすべての書類を提出する必要がありますか？	第一表のみご提出ください。
43	個人事業主ですが、令和2年度の所得が少なく、確定申告をしていません。どうすればよいのでしょうか？	余白にその旨・理由をご記入の上、最新の確定申告書をご提出ください。
44	【営業許可書】「営業者住所」が現在の本店登記所在地と異なるのですが、申込できますか？	所轄の保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
45	【営業許可書】「営業者氏名」が申込した法人と異なるのですが、申込できますか？	所轄の保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 ・状況によっては助成金に申請いただけない場合がございます。 ・追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
46	【営業許可書】「許可条件」の期間が専門家派遣の支援期間前に終わってしまうのですが、申込できますか？	許可条件の期間に専門家派遣支援の申込開始日が含まれていれば、専門家派遣には申し込めます。 営業を続けるには営業許可の更新が必要ですので、別途所轄保健所にてお手続きください。
47	【営業許可書】●●製造業（そうざい、菓子等）の許可を取得していますが、飲食店営業の許可は取得していません。申込できますか？	申し込めません。 飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得されている方のみ申し込めます。
48	【営業許可書】記載されている「営業所の名称、屋号又は商号」が現在の店舗名称（屋号）と異なるのですが、申込できますか？	所轄保健所に問題ないかご確認いただき、余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求める場合がございます。
49	【営業許可書】「営業所の所在地」が都外なのですが、専門家を派遣していただけますか？	都外の店舗には専門家を派遣できません。 「営業所の所在地」が都内の営業許可書をご提出ください。
50	【登記簿謄本】現在事項全部証明書でも良いですか？	履歴事項全部証明書をご提出ください。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
51	【登記簿謄本】本店が都外に登記されていますが申込できますか？	支店が都内に登記されていれば申し込めます。 本店・支店ともに都外に登記されている場合、店舗が都内にあっても申し込めません。
52	【登記簿謄本】発行日がいつのものなら有効ですか？	申込フォーム入力時点で3か月以内に発行したものをご提出ください。
53	【開業届】「納税地」に都外住所が記載されていますが、店舗は都内にあります。申込できますか？	申し込めません。
54	【開業届】飲食業以外の業種で開業しましたが、開業後に飲食業に転換しました。申込できますか？	余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求められる場合がございます。
55	【開業届】「屋号」が今の店舗名称（屋号）と異なるのですが、申込できますか？	余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求められる場合がございます。
56	【開業届】提出時に收受印をもらい忘れまして。税務署收受印がないのですが申込できますか？	余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求められる場合がございます。
57	【開業届】電子申告時の受付メールを保存していませんでした。申込できますか？	余白にその旨・理由をご記入の上、ご提出ください。 別途、追加資料の提出やご説明を求められる場合がございます。
58	【確定申告書】「住所」に都外住所が記載されていますが、店舗は都内にあります。申込できますか？	第一表に記載されている住所が納税地と判断されるため、都外の場合は申し込めません。
<b>助成金の申請について</b>		
59	助成金とは何ですか？	「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。 ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。
60	助成対象期間とは何ですか？	その期間中に契約、取組の実施、支払を完了した助成対象経費が助成金の計算の基礎となります。 スケジュールを綿密に立てて取組を実施してください。 この期間から外れた契約、取組の実施、支払は助成対象経費となりません。 本事業では、助成対象期間は交付決定日（令和4年2月予定）から最長3ヶ月とします。
61	助成率2/3の意味を教えてください。	助成対象となる30万円の備品を購入した場合、30万円の3分の2である20万円が助成金で支払われることになります。 残りの10万円及び消費税3万円は事業者が負担することになります。

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
62	申請すると助成金が振り込まれるのですか？	<p>申請するだけでは、助成金は支払われません。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てることが必要です。</p> <p>【申請から助成金振込までの流れ】            申請→（審査）→（交付決定）→取組の実施→実績報告→（完了検査）→（確定）→請求書提出→（助成金振込）</p> <p>なお、助成金の支払までには実績報告書類の提出と、完了検査への対応、請求書の提出が必要になります。</p>
63	交付決定とは何ですか？	<p>審査の結果、公社が下記の2つの事項を決定し、公社と事業者の間に負担付贈与契約（一定の債務（義務）を負担することを条件に、受贈者（受取側）に財産を贈与する契約のこと）が成立することです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家に助言を受けた取組を実施することで、将来的に助成金を受け取る権利を得る事業者</li> <li>・事業者が受け取ることのできる助成金額の上限額（交付決定額）</li> </ul>
64	交付決定から助成金振込までどのくらいの期間がかかりますか？	<p>交付決定から助成金振込まで、取組の実施、実績報告書類の提出、完了検査への対応、請求書の提出が必要となるため、一概に助成金振込の時期を申し上げることができません。</p> <p>書類等に不備・不足や、内容に問題がなく、すべてがスムーズに進めば、交付決定から概ね4ヶ月で振込可能です。</p>
65	交付決定された後で助成金を交付されないことや、減額されることはありますか？	<p>あります。</p> <p>「交付決定」とは、助成金の交付対象者として決定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではありません。</p> <p>交付決定後に実際に取り組んだ内容を、実績報告で報告いただき完了検査の結果、助成金の支払額が確定することになります。</p> <p>専門家に助言を受けた取組の実施や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、一部または全部が交付できなくなったり、不備のある部分が減額される可能性があります。</p>
66	専門家にアドバイスいただいた取組と、自分が申請したい取組が違うのですが、助成対象経費として申請できますか？	<p>専門家がアドバイスした飲食事業に係る経営基盤強化の取組に資する経費について、助成対象経費として申請可能です。</p>
67	業態転換支援事業との違いは何ですか？	<p>業態転換支援事業は、都内飲食事業者が新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始め、売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成するものです。</p> <p>本事業は、事業の本格的な稼働再開を検討する都内飲食事業者に対して、専門家を派遣するとともに、その助言を受けて収益の確保に取り組む際の経費の一部を助成するものです。</p>
68	一時支援金等受給者向けの緊急支援との違いは何ですか？	<p>支援の対象・目的が異なります。</p> <p>一時支援金等受給者向け助成金は、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した中小企業者向けに、課題解決のための専門家派遣に加え、新たな販路の開拓や新事業への展開等を支援するものです。</p> <p>本事業は、速やかに事業の本格稼働を再開させ、収益の柱として機能させていくための各種支援を展開することで、都内飲食事業者の経営基盤強化を目的とするものです。</p>

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（専門家派遣支援FAQ）

番号	Q	A
69	専門家派遣が1回だけの場合、2回利用した事業者と比べて助成金の審査で不利になることはありますか？	審査には影響しません。
70	公社の別の専門家派遣を利用している場合、この助成金に申請できますか？	他の専門家派遣の利用では、本事業の助成金には申請できません。
71	助成金の申請は先着順ですか？	先着順ではありません。
72	専門家派遣を受ければ、必ず助成金がもらえるのですか？	助成金には別途申請・審査があります。また、助成金への申請は任意です。申請されなかった場合や申請書類に不備があった場合、審査で不採択の結果となった場合等は、助成金を受けられません。
73	助成金の申請は専門家がしてくれるのですか？	専門家は助成金の申請は行いません。事業者自身で行っていただく必要があります。